

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち，判例違反をいう点は，事案を異にする判例を引用するものであって，本件に適切でなく，その余は，単なる法令違反の主張であって，刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお，所論にかんがみ職権により調査すると，裁量により保釈を許可した原決定には，本件勾留に係る公訴事実とされた犯罪事実の性質等に照らせば，所論が指摘するような問題点もないとはいえないが，いまだ刑訴法411条を準用すべきものとまでは認められない。

よって，同法434条，426条1項により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 須藤正彦 裁判官 古田佑紀 裁判官 竹内行夫 裁判官
千葉勝美)